

【簡易耐震診断推進事業】

1 対象住宅

1981年（昭和56年）5月31日以前着工の戸建住宅、共同住宅（アパート等）、賃貸住宅及び店舗等併用住宅

【以下の住宅については対象外となります。】

- (1) ツーバイフォー住宅や丸太組工法など
- (2) 3階建て以上の住宅
- (3) 過去に市（合併前の各市町を含む。）が行った耐震診断事業を受けた住宅
- (4) 店舗等併用住宅で店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの

2 申込期限 ※予算の範囲内で先着順

2025年（令和7年）1月31日（金）まで

3 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、建築住宅課または各振興局地域振興課に提出ください。

なお、提出の際には備え付けの名簿の中から、「簡易耐震診断員」を指定ください。

《申込みの流れ》

1. 申込書提出→2. 耐震診断員の指定→3. 診断実施通知の受理→4. 診断日の確認
→5. 診断調査の実施→6. 診断報告書受理

4 交付申請時に必要な書類

- (1) 簡易耐震診断申込書
- (2) 建築時期の確認できる書類（固定資産税の納税通知書、建築確認申請や登記簿等）